**剣道指導者講習会(審判法)実施要項**

**１　開催日時**

　　令和元年１０月２０日(日)

　　　　○　受付：９時００分～９時２０分まで　　○　開講：９時３０分

**２　開催場所**

　　維新百年記念公園　維新大晃アリーナ　メインアリーナ

　　　　　　〒753-0815　山口県山口市維新公園4-1-1　℡083-922-2754

**３　主催者**

　　一般財団法人　山口県剣道連盟

**４　講 師**

　⑴　県外講師

茨城県剣道連盟　剣道範士八段　　　 　 先生

　⑵　県内講師

　　　山口県剣道連盟　剣道教士八段　𠮷　 田 博 光　先生

**５　受講対象者**

　　山口県剣道連盟地区会員（四段以上）

**６　講習内容**

　　別添「講習会日程表」のとおり

　　　注）講習内容は、講師の都合により変更することがあります。

**７　受講料**

　　　３，０００円

**８　受講申込み　　　　市剣連取りまとめ締切　　１０月４日（金）期日厳守**

　　　各地区剣道連盟において受講者を取りまとめ、１０月１１日(金)までに県剣道連盟事務局に送付して下さい。

※　講習会の受講は、称号審査の要件、公認審判員の資格保有条件、段級位審査員の選考基準等となりますので、関係者の方は是非受講して下さい。

　　また、地区の剣道大会等で審判員を務められる機会のある方は是非受講して下さい。

**９　携行品**

「剣道試合・審判規則、同細則」（H31.4.1全剣連発行）、「剣道試合・審判・運営要領の手引き」、「剣道講習会資料」（H29.4.1全剣連発行）、剣道具、筆記具

**10 安全対策**

⑴　参加者は、各自健康管理に十分留意し、本講習会に参加すること。

⑵　高齢の参加者については、特に、健康に留意して参加すること。

⑶　主催者側においては、講習会実施中に負傷等による救急の事態が発生した場合に応急措置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。

　　　この場合、治療費は自己負担とする。

　　　　なお、主催者は、講習会参加者について傷害保険に加入する。

注）講習会場への往復途上に発生した負傷は対象としない。

⑷　参加者は、健康保険証を持参すること。

**11　個人情報保護法の対応**

　　　申込書に記載されている個人情報は、山口県剣道連盟が実施する本講習会の運営及びホームページ掲載等のために利用する。

**12　ビデオ撮影等について**

別紙のとおり

**13　その他**

⑴　弁当は、７００円（お茶付き）で斡旋します。

⑵　講習会修了者には、受講証明書を発行し、山口県剣道連盟講習会受講者名簿に登録する。

⑶　受講料、弁当代は、受講申込みと同時に郵便振替により送付して下さい。

**注）当日欠席の場合は、返金しませんのでご了承ください。**

⑷　事前に申込みをしていない方が当日受講する場合は、受付でその旨を申し出て下さい。（弁当の斡旋は不可）

　　　　　　　　　※　郵便振替口座

　　　　　　　　　　　　口座番号　０１５５０－３－３８２０

　　　　　　　　　　　　口座名義　（一財）山口県剣道連盟

**別　紙**

**[ビデオ撮影等について］**

県剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音(以下「ビデオ撮影等」という。)並びに撮影した映像及び録音した音声(以下「撮影映像等」という。)の取り扱いについては次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

　　⑴　大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数のものに公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、県剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

　　⑵　大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。

　　⑶　大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償に関わらずこれを不特定多数のものに配付したり、またはインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散したりしないこと。ただし、県剣連から許諾を受けて行う場合はこの限りではない。